

議案第77号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料の減免)</p> <p>第17条第1項 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限前7日までに</u>、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)</u></p> <p>第2条 <u>令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)</u>に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、<u>第10条第3号の規定にかかわらず、36,500円とする。</u></p> <p>2 <u>令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)</u>に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、<u>第10条第4号の規定にかかわらず、51,100円とする。</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第17条第1項 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限の日までに</u>、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)</u></p> <p>第2条 <u>第10条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,200円とする。</u></p>